

政令第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令

内閣は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二十三条及び第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二の十四第一項中「第七十七条の十九第十号」を「第七十七条の十九第十一号」に改める。

（空港法施行令の一部改正）

第二条 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号中ハをロとし、ロの

次に次のように加える。

ハ 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

(建設業法施行令の一部改正)

第三条 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第五条第一項第七号及び第八号」を「第五条第一項第十二号及び第十三号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、令和元年十二月十四

日から施行する。

（空港法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定の施行の際現に空港法第十五条第一項に規定する空港機能施設事業について同法第二十三条（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に基づく条例で規制をしている地方公共団体についての空港法第二十三条の政令で定める基準は、第二条の規定による改正後の空港法施行令第七条各号（次項の規定による改正後の空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）附則第二項において準用する場合を含む。）に掲げるもののほか、第二条の規定の施行の日前に当該条例の規定（同条の規定による改正前の空港法施行令第七条第二号（次項の規定による改正前の空港法施行令等の一部を改正する政令附則第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い定められたものに限る。）に基づき行われた当該地方公共団体の長の処分の効力についてはなお従前の例によるものとする。

（空港法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

空港法施行令等の一部を改正する政令の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削る。

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、空港法施行令その他の国土交通省関係政令の規定の整理等を行う必要があるからである。